

議 会 運 営 委 員 会

令和元年12月18日(水)

全員協議会終了後

時 分～ 時 分

議会第4委員会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 砂川総務部長、山根総務課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、篠原次長、新開書記

議 題

- 1 令和2年3月定例会議の会議予定案について
- 2 浜田市議会関係例規の一部改正等について（発議分は除く）
 - (1) 浜田市議会陳情書取扱基準の策定
 - (2) 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正
- 3 議員研修について
日時 令和2年1月22日（水）14時から2時間程度
場所 全員協議会室
内容 （仮称）議員のコンプライアンスについて
講師 菊永将浩氏（弁護士）
- 4 その他

令和2年3月浜田市議会定例会議日程(案)

資料1

	期間	日程案	備考
1月	22日 (水)		
	23日 (木)		
	24日 (金)		
	25日 (土)		
	26日 (日)		
	27日 (月)		
	28日 (火)		
	29日 (水)	総務文教委員会	10時～
	30日 (木)	福祉環境委員会	10時～
	31日 (金)	産業建設委員会	10時～
2月	1日 (土)		
	2日 (日)		
	3日 (月)		
	4日 (火)		
	5日 (水)		
	6日 (木)		
	7日 (金)	全員協議会	10時～
	8日 (土)		
	9日 (日)		
	10日 (月)		
	11日 (祝)		
	12日 (水)		陳情書提出締切17時
	13日 (木)		メール・FAXIによる代表質問・個人一般質問受付締切 11時
	14日 (金)		代表質問・個人一般質問締切
	15日 (土)		
	16日 (日)		
	17日 (月)	議会運営委員会	10時～
	18日 (火)		
	19日 (水)		
	20日 (木)		請願意見書・決議提出締切17時
	21日 (金)		説明用パネル申出締切12時
	22日 (土)		
	23日 (日)		
	24日 (月)		
	25日 (火)	1 開会 提案説明	10時～
		全員協議会	本会議終了後
		総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会	全員協議会終了後
	26日 (水)	2 会派代表質問	10時～
	27日 (木)	3 個人一般質問	10時～
28日 (金)	4 個人一般質問	10時～	
29日 (土)	5		
3月	1日 (日)	6	
	2日 (月)	7 個人一般質問	10時～
	3日 (火)	8 個人一般質問	10時～
	4日 (水)	9 議案質疑	10時～
	5日 (木)	10 総務文教委員会	10時～
	6日 (金)	11 福祉環境委員会	10時～
	7日 (土)	12	
	8日 (日)	13	
	9日 (月)	14 産業建設委員会	10時～
	10日 (火)	15 休会	
	11日 (水)	16 予算決算委員会	10時～
	12日 (木)	17 予算決算委員会	10時～
	13日 (金)	18 予算決算委員会	10時～
	14日 (土)	19	
	15日 (日)	20	
	16日 (月)	21 予算決算委員会 (予備)	
	17日 (火)	22 休会	
	18日 (水)	23 表決	13:00開始
		全員協議会	本会議終了後
	議会運営委員会	全員協議会終了後	
19日 (木)			

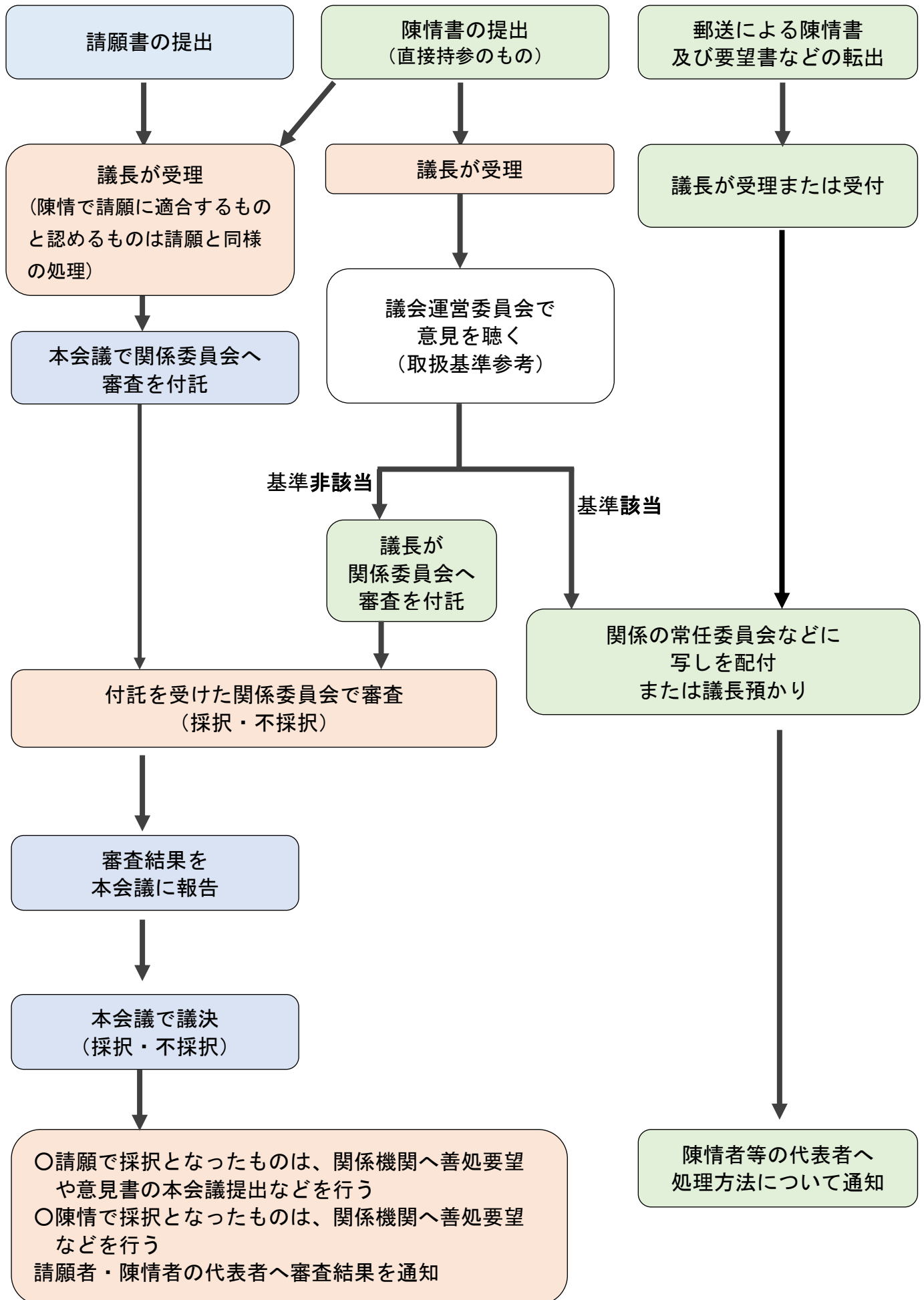
浜田市議会陳情書取扱基準

(令和元年12月18日議会運営委員会決定)

議長は、陳情書のうち、次のいずれかに該当すると認めるものについては、議会運営委員会の意見を聴いた上で、審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- (5) 市の職員に対する懲戒、分限等の処分を求めるもの
- (6) 市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの
- (7) 私人間で解決すべきもの
- (8) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- (9) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、審査を行うことが適当でないもの

【請願・陳情の処理手順】



浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

－改正箇所のみ抜粋－ 11 ページ

「会議規則関係」

第2章 請願及び陳情 (陳情)

〔改正前〕

- 1 陳情書の提出は、議会定例会議開会日の2日前（市の休日は含まない）の午後5時までに受理したものを当該議会で取り扱うこととする。
- 2 締切り後に提出された陳情書は次期の議会（定例会議）において処理する。
- 3 (省略)
- 4～10 (省略)

〔改正後〕

- 1 陳情書の提出は、各定例会議初日の1週間前に定期的に開催する議会運営委員会開会日の3日前（市の休日は含まない）の午後5時までに受理したものを、当該定例会議で取り扱うこととする。
- 2 締切後に提出された陳情書は次の定例会議において処理する。
- 3 陳情書は、議長において受理するが、必要に応じて担当常任委員長又は副委員長が同席する場合もある。
- 4 陳情書の取扱いは、浜田市議会陳情書取扱基準によるものとする。
- 5 陳情書は、原則として本会議に諮らず議長が全員協議会で関係委員会に審査を付託する。
- 6 請願に類するものとして請願と同様に処理する陳情は、次の3点をすべて充足したものとする。
 - (1) 直接議長に提出され、受理したもの
 - (2) 紹介議員が署名したもの
 - (3) 市内の居住者及び団体等から提出されたもので、市が処理権限を有する内容のもの
- 7 意見書提出を求める陳情は受理しないこととし、請願による提出を依頼する。郵送等で意見書提出を求める陳情を提出の場合は、受付のみとし、議長預かりとする。
- 8 郵送による陳情書、要望書等は、関係委員会にその写しを配付するのみとする。（ただし、上記7のとおり意見書提出を求める陳情は議長預かりとする）
- 9 陳情書の審査又は処理が終了したものは、その議会定例会議又はその他の会議最終日の全員協議会において審査又は処理の結果を報告する。
- 10 議長は、委員会等の審査が終了した場合は、その結果を陳情者等へ通知するものとし、採択又は一部採択と決定した陳情は、関係執行機関へその旨通知する。
- 11 議員は、陳情者になることを自粛するものとする。陳情者が議員である陳情書の提出があった場合は、受付のみとし議長預かりとする。